

第77回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 13 日 (金) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
- 3 出席者  
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授  
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事  
同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授  
同 苅米 照子 特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事  
同 森田 展彰 筑波大学大学院准教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事  
(1) 第 3 次男女共同参画基本計画 (第 9 分野) フォローアップについて (報告)  
(2) 第 4 次男女共同参画基本計画 (暴力分野) の策定に向けた項目別論点について
- 3 その他
- 4 閉会

(配布資料)

- 資料 1 第 3 次男女共同参画基本計画のフォローアップで出された主な意見
- 資料 2 当面の進め方 (予定)
- 資料 3 第 4 次男女共同参画基本計画の構成 (案)
- 資料 4 第 4 次男女共同参画基本計画の策定に向けた論点 (案)
- 資料 5 法務省説明資料

(議事録)

○辻村会長 おはようございます。

それでは、ただいまから「第77回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、第 3 次男女共同参画基本計画の第 9 分野のフォローアップについて、前回 1 月 9 日に行いました内容についての報告をさせていただいて、そして第 4 次男女共同参画基本計画の策定に向けた項目別論点のたたき台について御意見を伺うという予定にしております。

ます。

まず初めに、事務局から本日の会議資料や進行について確認していただくということから始めますが、本日は10名の委員のうち5名のみが御参加でございます。本日がこの専門調査会として意見を言う最後とは申しませんが、後で説明がありますように第4次計画のほうの起草のチームがすでに動き始めておりますので、この専門調査会として意見を早目に出しておかないと文案に掲載されないということになりかねませんので、出席者が少なくなっておりますけれども、御発言をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、事務局のほうで御説明をお願いします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。

本体の資料のほうでございますけれども、議事次第の下に資料1としまして「第3次男女共同参画基本計画のフォローアップで出された主な意見」という紙がございます。

その下に、資料2として「当面の進め方（予定）」という1枚紙。

それから、資料3といたしまして「第4次男女共同参画基本計画の構成（案）」という横表の1枚紙。

それから、資料4といたしまして「第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた論点（案）」ということで、こちら1枚紙。

それから、資料5といたしまして法務省の説明資料がついております。

それから、委員の先生方のお手元には「取扱注意（委員限り）」となっておりますけれども、「第4次男女共同参画基本計画策定に向けた論点等に関する御意見」、こちらは事前に先生方からいただいた御意見を事務局でまとめたものでございます。横長のペーパーをお配りしております。

そのほか、第3次基本計画第9分野の現物でございますとか、1月9日の会議でも配らせていただきました第3次基本計画の施策の評価の総括表、それからいつもの第3次計画の概要でございますとか、第3次計画の本体、パンフレット、それから紙ファイルのほうは関係する規定、関係データなどをおつけいたしておりますが、こちらは適宜御参照いただければと思います。

乱調、落丁などございましたらお申しつけください。

○辻村会長 ありがとうございます。資料についてご質問等がございますでしょうか。

では、本日の議事の1ですけれども、「第3次男女共同参画基本計画(第9分野)のフォローアップ」から始めてまいります。1月9日の専門調査会で、委員から意見を出していただいております。それについてまとめたものが資料1です。この資料1に基づいてこれから御議論をいただくこととなりますが、この資料1につきまして事務局から内容の御説明はありますか。

○水本暴力対策推進室長 一度先生方に御確認いただいているものでございますので、余り詳しく御説明する必要もないかと思いますが、今、会長からお話がありましたとおり、1月9日に計画策定専門調査会と本専門調査会を合同で開いた際に、先生方からいただい

た意見を事務局でまとめ、御確認をいただいたものでございます。

主な意見を簡単に申し上げますと、例えば1枚目、交際相手からの暴力被害者支援について、必ずしも配偶者暴力相談支援センターと警察との情報共有がうまくいっていないのではないかというような御意見。

それから、DV被害者が抗拒不能の状態パートナーから性交をされ妊娠した場合の中絶について、何か制度の見直しというようなことを考えていないのかといった御質問と御意見。

それから、後ほど御説明があるかと思えますけれども、性犯罪の罰則強化等についての法務省の検討会の状況等についての御質問。

2枚目に移りまして、性犯罪被害者支援について警察に特に被害届けを出さなかった場合の診療面での支援についての御意見。

さらに、産婦人科医などお医者様の方に対して性暴力被害、あるいはDV被害の対応について教育の場できっちり取り上げるべきではないかといった御意見。

3枚目に移りますと、表現の自由と児童ポルノの関係についても、海外においても取組が異なるが、いい知恵がないのか。あるいは、逆にメディアの発信の側は女性の視点というものを盛り込んで踏み込んだ検討が必要ではないかといった御意見をいただいているところでございます。御説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明していただきました資料1に掲げられた第9分野についてのフォローアップで出された御意見をめぐりまして、皆様からしばらく自由討議でご意見を伺いたいと思います。

1月9日に御欠席の委員の皆様にもメール等で見ていただいているとは思いますが、何か御質問等がございますでしょうか。第9分野の総括表は皆さんに配られていますね。1月9日に御参加の方は御承知のところですが、それ以前に出されました質問について、時間は限られておりましたけれども、各省庁から御回答をいただきまして、さらに議論をいたしました。第9分野だけでたっぷり時間をとっていただいたのですけれども、質問事項はたくさんありまして、詳しい中身まで議論をし尽くすというところまではいかなかったわけですが、その中で主な意見というものを今、資料1の中にまとめていただいたということです。何かご意見はございますでしょうか。

では、森田委員どうぞ。

○森田委員 前回出られなくて、本当はメールでコメントすべきだったのですが、2つあります。

1つは資料1の中にハーグ条約のことが書いてありますが、現場にいましてやはりハーグ条約の適用だけではないのですが、面会交流ですね。結局、DVの子どもの問題ですが、ほとんどの場合、面会交流を認める方向で動く。裁判もそういう方向になりますし、ハーグ条約についても、もちろんハーグ条約は大事ですが、むしろDVを受け

てこちらに逃げ帰ってきたような事例でもハーグ条約が適用されることについて議論されるような事例が非常にたくさん私の周りにあります。

もともとハーグ条約はDV適用外だというふうに、内閣府の共同参画室まで押しかけてそのことを聞きに行ったんですけれども、それは適用外だと言ったのですが、結局DVかどうか自体を争っている事例になってしまうと、男性側は自分の行為はDVではないという主張をすることでハーグ条約を適用することは適当だという主張がされてしまう。そういうことが実際に起きているんですね。

それで、裁判自体、外国で開かれたりする場合もあって、かなり實際上困難が生じています。一方的に被害者の主張が正しいとは言い切れないのですけれども、被害者と加害者がDVか否か、ハーグ条約の適用が適当かどうかを争う状況になったときに子どもに対してどういう状況が生じているのかをやはり何らかの形で、当事者同士だけではなくて、双方の主張をもとに何かの形で総合的に評価し、その対応について検討できるような仕組みというものがないといけません。子どもの人権について配慮していくという方針が書いてありますけれども、子どもにとってひどい状況があるかどうか、どういう状態なのかということの評価し、ハーグ条約の対象になるかどうかを判断する仕組みが必要です。私は精神科医として、そうした事例の援助をする場合に、実際にDVがあったと判断され、父との再会が子供にとって脅威であるときには、安易には接触させないという意見を書き、そういう主張をするとある程度通ります。しかし、裁判官によってはDVがあっても父親が必要だからといって父の意見をいれて面会交流やハーグ条約の適応を認めることもしばしば起きています。

ハーグ条約の話と面会交流の話をちょっと混ぜてしまいましたけれども、面会交流についても子どもが親に会うのを怖がっていても面会するのは必要だ。DVの父親とはいえ、子どもにとって父親は大事だからという判断はよくあることです。このことについて本当に具体的に困っていますので、ぜひ今後取り上げてほしいということが1点です。

もう一点は短くしますけれども、加害者更生の話は繰り返し言っているのですけれども、DV男性相談という被害男性の相談という話と加害者対応という2つの話があるのですが、そのことについてやはり議題として幾つかのところには書いてありますけれども、そこはまた取り上げてほしいと思います。済みません。長くなりました。

○辻村会長 ありがとうございます。

これからの進め方ですけれども、今、資料1に基づいて意見を聴取というところがございますから、第4次計画の関係ではなくてこれまでのフォローアップの続きという形での御発言でよろしかったでしょうか。1月9日には確かにハーグ条約の問題が出ておりました、これをどこで扱うのかということは非常に難しいということで、資料1にも意見としてしか出ていないのですね。たしか記憶では、私のほうでこのハーグ条約の批准に当たってDVの問題があるから慎重にという議論があったわけですから、その後さまざまな案件の中でDV案件がどのぐらいあるのかなど、フォローアップや評価はどの部局がどのよう

にやっていくのかという質問をさせていただきました。法務省はハーグ条約関連の具体的な案件について、DV等の事案ごとに評価することなどは特にやっていないというふうな御回答があったと思います。

○阿部委員 前回そういう質問を私がしまして、別途きょうの段階でどれぐらいの件数がある、要するに被害者の安全確保とか、経済的な保障とか、在留資格についてどうなっているのかということをお答えいただく予定だったと思います。

○辻村会長 わかりました。それは、今日までにということではなく、今後その資料をまとめて、まとまったらこちらの専門調査会に提出していただくということだったようです。実際に今日は予定されておりませんが、こちらの専門調査会といたしましてもこの問題に関して、後日報告をお願いしたいと思います。第4次計画にもかかわりますが、どこでどのように扱うかということ自体が明確になっておらず、資料1でも御意見があったという程度の扱いになっておりますので、きょう専門調査会として再度その議論がありましたことを踏まえて、阿部委員が言われるように、条約批准後の事例などをまとめたものを資料として提出していただきたいという要望をしたいと思います。それでよろしいですか。

○阿部委員 はい。しかも、被害者というふうになっておられる方が帰国するとか、あるいは母国、そちらの相手方の国に行くにしても安全確保がどうされているとか、その期間も経済的に生活しなければならないということで、元の夫とは確執があるわけですからそういう問題、それから在留資格などがどうなっているかということをお聞きしたかったということです。

○辻村会長 ハーグ条約関連の問題として資料の御提示その他、今後検討を続けていかなければいけないという形で意見が出たということですね。

それでは、森田委員の御意見は、1つはハーグ条約、それからあとは加害者更生でございましたが、何かほかに御意見ございますか。どうぞ。

○苅米委員 性犯罪被害者支援についてなのですが、県によっては警察が母体であると被害届けを出さないと診療ができない。ほかの県は犯罪被害者支援センターが母体なので、被害届けを出さなくても診療はできるということです。今度、新しく京都でもワンストップセンターについての設立が計画されています。各センターの内容というか、そのプログラムをもう少し、福島県にもあるのですが、県とか男女共同参画が入っていないので、そのワンストップセンターはどういうところが入らないときちんと回らないのかというのを審議していただけたらと思います。

男女共同参画局という部署が入ってもらわないと、女性の視点というものが全く抜けてしまっているのではないかと考えていますので、ぜひその点の御配慮をお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。これについて何かありますか。

○水本暴力対策推進室長 また第4次計画のところでも御議論いただければと思いますけれども、警察のほうは恐らくルールが決まっていて、警察に一定の届け出なりをした場合

にその要件を満たしていれば一定の支援があるというものだろうと思います。

一方、いわゆるワンストップ支援センターにつきましては今、法的に何か決まっていこうという仕組みでこういうものをつくらなければいけないということが決まっているわけではございませんので、自治体によってさまざまなやり方があるかと思いますが、中心になっているのが男女共同参画部局の場合もあれば、いわゆる犯罪被害者支援部門、あるいはそれ以外の部署が中心になっている場合もあろうかと思いますが、それは制度上どこということでは現時点ではないのですけれども、一般論として我々が御相談があったときにお答えしているのは、各部門の行政機関相互、あるいはもちろん民間支援団体も含めてということでございますけれども、連携体制をとることは非常に重要である。

とりわけ、この分野については犯罪被害者支援の部門と男女共同参画の部門というものが主として大きくかかわってくる部門ですので、しっかり連携をとってほしいというようなことは一般論として申し上げているところでございます。

○辻村会長 この問題はまた後で第4次計画のことにも関連しますから、今はあくまでも資料1の追加ということで、第3次計画のフォローアップに関連する御意見を伺ってまいりましょう。よろしいでしょうか。

では、小木曾委員。

○小木曾委員 第3次計画にもワンストップの話が出ております。多分病院にあるというのは一番効率的なのではないかと推測するのですが、どこにどんなものができつつあるのかという実態というか、数の把握というか、だれが所管してどこにどんなものができているのかということ把握しておく必要があるのではないかと思います。

○辻村会長 これについては、もう以前に資料等が出たと思います。大阪のサチコなど、病院に設置されているようです。

○水本暴力対策推進室長 今、申し上げたとおり、ワンストップ支援センターというのはきちんとした定義があるわけではございませんので、それによっても実は数が変わってしまうので、我々も幾つできているのかは明示的に申し上げられないのですが、そういう性犯罪被害者にターゲットを絞った支援の体制ということであれば、かなりこの1～2年で拡大してきておりまして、恐らく数え方にもよりますが、十数カ所というところまできているのではないかと承知しております。

○辻村会長 フォローアップという形で申し上げるならば、これで十数カ所くらいまで伸びてきているということでよろしいですか。

それでは、第3次計画の関係での御意見はここで終わらせていただきまして、続きまして議事の2番目ですけれども、第4次計画について議論を進めていきたいと思っております。そこで、第4次計画の策定のこれからの流れですね。「当面の進め方」、資料2ですけれども、構成案についてまず事務局から御報告をお願いして、そして皆様から御意見を賜りたいと思っております。

では、よろしく申し上げます。

○水本暴力対策推進室長 それでは、御説明させていただきます。

まずは、資料2を御覧ください。こちらは、第4次計画策定に向けた当面の進め方の現時点での予定ということでございます。御承知のとおり、第4次計画の策定につきましては計画策定専門調査会というものが置かれているわけでございますけれども、この議論のたたき台を作成するために、会長のもとに起草ワーキングチームというものを開催することになっております。起草ワーキングチームは既に立ち上がっておりまして、辻村会長にもお入りいただいているところでございます。

そのスケジュール感でございますが、既に先日29日に計画策定専門調査会が開催されておりまして、こちらで第4次計画の策定に向けたキックオフがなされておりまして。その後、今月から4月にかけて起草ワーキングチームにおいて起草作業が行われる。さらに、それを受けまして5月に計画策定専門調査会で基本的な考え方を取りまとめて、その後パブリックコメントなどを経て7月に男女共同参画会議において基本的な考え方を答申するというスケジュール感を考えているところでございます。

そこにおきましての本専門調査会の位置づけなのでございますが、真ん中辺の※印に書いております。いずれにしても暴力の分野につきましては、この起草ワーキングチームでの議論に先立ちまして、まさに本日でございましてけれども、本専門調査会の議論をいただきまして、暴力専門調査会としての御意見を起草ワーキングチームのほうにフィードバックして、その上で起草ワーキングチームのほうで御議論いただくということを予定しているところでございます。

続きまして、資料3を御覧ください。第4次計画の構成案です。こちらは、現時点で事務局のほうで案をつくりまして、起草ワーキングチームのほうでまさに御議論いただいているものでございまして、まだこれで確定したというものではございません。

簡単に申し上げますと、I番として「基本的な方針」の後、II番として「あらゆる分野における女性の活躍推進」、III番として「男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築」、IV番として「女性の安全・安心の確保」、V番として「推進体制の整備・強化」となっております。

このうち、女性に対する暴力につきましてはIV番の「女性の安全・安心の確保」の⑩となっています。「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところが該当いたします。こちらが、今の第3次計画でいうところの第9分野とほぼ合致するというイメージでございます。

続きまして、資料4を御覧ください。第4次計画の策定に向けた論点ということで、こちらは先ほどの1月9日の先生方の御議論などを踏まえまして、事務局のほうで女性に対する暴力分野ではこのような論点があるのではないかとということで提示させていただいたものでございます。既に1月29日の計画策定専門調査会にもこちらはお出ししたものでございます。ごく簡単に御説明させていただきます。

まず1番は配偶者暴力の関係でございますけれども、こちらは御承知のとおり配偶者暴力防止法の改正がございました。当然これを踏まえる必要がございます。とりわけ、法律の改正で生活の本拠をともにする交際相手まで対象が広がったということを踏まえて、交際相手からの暴力についての取組、あるいはどのような記述が必要かというところは御議論いただく必要があるかと思っております。

2番目は、ストーカーでございます。ストーカーについては、現在、配偶者の項目の中の一つとして取り上げているところがございますけれども、こちらでも法改正がございましたり、そのほか有識者会議の検討とか、新しい動きもございました。そういうことを踏まえて、ここの部分は何らかの新しい記述なりが必要ではないかという論点でございます。

3番目に、性犯罪の対策でございます。こちらは、1つは既にいろいろ御意見が出ているところがございますけれども、後ほどまた御説明いただきますが、性犯罪の罰則の強化等につきまして法務省の有識者会議で今、検討が進んでおります。要は、平行に走っているような状態ではございますけれども、その検討状況を踏まえてどのような記述を第4次計画においてすべきかというところは論点かと思っております。

もう一つは、もう既に御議論がありました性犯罪の被害者支援、とりわけいわゆるワンストップ支援センターの設置促進などの部分でございます。こちらは、恐らく第3次計画をつくった段階ではいわゆるワンストップ支援センターと言えるようなものはほとんど全国になかったかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、かなり官民の取組が拡大してきておりますので、それを踏まえたどのような取組、あるいは記述が必要かというのが論点になろうかと思っております。

それから、めくっていただきまして4番でございます。これは、第3次計画の子どもに対する暴力のところを初めとして、恐らく全部にかかわってくる部分ではないかと思うのですが、いわゆるネット経由の暴力でございます。とりわけ3次計画をつくったときと比べまして、ラインとかフェイスブックといったSNSを通じた暴力というものがかなり社会問題化するなど多様化をしておりますので、この辺が一つの大きなポイントではないか。

また、制度的なもので申し上げますと、いわゆるリベンジポルノ防止法というものが先の国会で成立しておりますので、これも踏まえる必要があるのではないかと考えております。

それから5番目、先ほど森田先生からもお話がありました。加害者更生の関係でございます。加害者更生につきましては関係省庁で一定の取組がされているところもございまして、また民間の団体でも加害者更生のさまざまな取組、広がりを見せておるところでございます。

一方で、加害者更生につきましては、これまでも言われていることがございますけれども、その対象をどうするかでございますとか、その有効性の判断をどういうふうにするかでございますとか、被害者の安全確保等とどういうふうに両立させていくかとか、そういった幾つかの論点があろうかと思っておりますので、そういったことも御議論いただければと思

います。

最後にメディアにおける性暴力表現ということで、こちらは児童ポルノ法の改正という大きな動きがございました。こういったものを踏まえまして、どういったような取組にしていくべきかということが、またこれも論点であろうかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

委員の皆様には、A4横長の意見取りまとめの案という資料が出されておまして、1、2、3、4というように番号が打ってございます。1番から9番、その他まであるわけですが、この番号ごとにこれから御審議をお願いするというところでございます。

途中、法務省さんのほうから性犯罪の対策推進に絡みまして御報告をいただくということで資料も準備していただいております。大体これが10時45分ごろからということですので、あと20分ぐらいはその前の論点ですね。まず、第1が「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」という、A4横長にとじてある資料の束の番号順にいきいたいと思います。

それでは、最初が「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」という点について議論していきたいと思います。ここでは箇条書きでテーマのようなことだけしか書かれておりませんから、この論点について、どういう方向で計画を策定していくのか。どういう文言にすることが必要なのかを確認していかなければいけません。

まず、最初に「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」というところで、方向性や施策について御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 1つは、予防教育ということが「具体的な取組」の最初に書いてあるわけですが、実際に例えばデートDVまで入れると中学、高校ぐらいから始まっていたり、高校、大学でも結構起きていて、それがそのままいわゆるDVになっていく場合も多いのですけれども、予防教育を学校とかで実際できるのかということや、一部うちの院生とかがやっているのがあるのですが、ほとんどやっているところはないという印象があります。

それから、やはりまだそのことについて学校現場などだと非常に性教育という話ともあいまってなかなか抵抗感もあったりして、まずその辺のところでは予防教育を学校だけとは限らないと思いますが、どんなふう実際に展開しようとしているのかということをお聞きできればと思います。

○辻村会長 これは、第4次計画の中に書き込む内容としてやはり非常に重要な論点ではないかと思えます。被害者の支援についてこれからずっと検討していくわけですが、被害が発生する前にどのように予防するかということです。これまでも皆様方の御意見の中にはやはり教育ということが必要で、これは学校教育だけではなくて民間とか、自治体とか、そういったところでも取組が必要だという御議論は出ておりました。

それから、いつから予防するのか。どの段階か。大学でジェンダー法とか、そういう講

義を聞く人はわかるのでしょうかけれども、大学から始めて大丈夫なのか。遅いのではないですかということもありますので、このあたりの御議論をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、夫婦間の関係、高齢者夫婦などに被害防止の啓発もしなければいけないとか、そういった御議論も以前から出ておりますけれども、どのようにまとめていったらいいでしょうか。

小木曾委員のご意見も予防教育が必要だということだと思いますけれども、どのぐらいの年齢、対象でお考えですか。

○小木曾委員 この間あるところで聞いた話なのですけれども、大学生が中学とか高校に行き行って授業みたいなことをやるのですね。その対象というのはそのネットの使い方、それを使って誹謗中傷してはいけないとか、あるいはそれをされたらどうだろう、ではどういうふうにしていったらいいのだろうというようなことを中高生と大学生とが一緒に考えるという取組をしているところがある。

言いたいのは、この1枚紙のほうですと4番目ですね。要するに、教育内容の中にネットの使い方を入れる必要があるだろうということと、それからやはり中学生あたりからそういうことは考えなければいけないだろうし、それを大人が教えるよりも、若い世代同士が一緒になって考えるような取組をしているところもあると聞きますので、そういった工夫もされるとよいのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 デートDV防止が暴力の防止の大きな役割を果たすと言われておりまして、神奈川県の中では中学生向けのデートDVのパフレットをかなりの数、作成して中学生の生徒たちに配布するという取組が最近行われました。

それから、自治体ごとにCAPという民間団体ですけれども、子どもたちに直接デートDVについてのワークショップを行って、やはり嫌な思いをするとか、そういう実感をお互いに共有し合って、加害と、加害側の子どもたちも相手が嫌がることはやめようというような成果を上げていると聞いていますから、中学生、あるいは小学校高学年レベルの取組が実は必要になっていると思います。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

苺米委員、どうぞ。

○苺米委員 今の阿部先生のお話でCAPが出てきたのですが、私たちは1997年から福島県でCAPをしております。それは、小学校3年生から人権教育ですので、人には安心する権利があるよ、自信を持つ権利があるよ、自由に行動する権利があるよ。人の権利も取らないし、自分の権利も取られないようにと、実際に劇をして、いじめられるケースだとか、誘拐されそうになった。それから、お兄ちゃんにいたずらされそうになったという場面をすると、子どもたちの反応がすごくいいのです。

ある市によっては、毎年3年生にやろうという計画をしているところもありますし、今ユニセフが被災地の小学校でやる場合はお金を出してくれるということをやっているのです、徐々に人権教育が高まればいいなと思っています。御紹介です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今、人権教育という言葉がでましたけれども、結局、今までの第9分野では女性をターゲットにした性暴力などを念頭に置いて、いつごろから教育すればいいかという議論をしてきたのですけれども、これがやはり不足していたのではないかという感じがするのですね。

人権教育ということで考えるならば、これは当然、女兒のみならず男児も問題になりますから、広く考えればいじめでありますとか、教師の体罰なども含めて非常に早い段階から暴力というものについての教育が必要になってくる。これが人権問題なのだということで、人権教育の一環としてこの暴力の問題を教えていく。その場合には、女兒のみならず男児も、男性も当然被害者になり得るという形で考えなければいけませんから、第4次計画でも分野が離れてしまうのですね。

教育の分野では教育レベルを上げるとか、女性の先生をどうふやすかとか、そういう議論ばかりしていて、第9分野は女性に対する暴力の話というように分けていましたが、今後は、人権教育が必要で、将来のDVやストーカーにつながるような予防教育が必要だということを教育のところにもしっかり書き込んでいく。そして、今、私たちが議論しているところでも、中高校生は当然だけれども、もっと早くからいじめとか人権ということを教える段階から暴力はよくないことだというように広めていかなければいけないと思います。

それから女性に対する暴力、この専門調査会がもともとそうなのですけれども、男性をいつも加害者の側に置いた議論というのはやはり問題があるだろう。私は大学で数百人を相手にジェンダーと人権の講義をしています。性暴力とかストーカーとかの講義では、男が悪者で僕たちは嫌になっちゃうというようなことを感想に書いてきます。暗くなりました、嫌になりましたというけれども、現実を知らなければいけないから嫌になっている場合じゃない、きちんと知って理解しなさいというのと同時に、男性もやはり被害者になっているということをしっかり言っていかなければいけない。DVについても身体的暴力だけではないわけですから、精神的暴力ということであればDVの被害者は男性もたくさんいるでしょう。

また、今後の強姦罪の見直しにも関連してきますけれども、性的自由ということを守護法益にするのであれば男性の性的自由も守っていくことが必要です。そうすると、視野を狭くしないで、女兒、男児を問わず小さいときから人権教育の一環として暴力を撤廃し、そしてこういう性暴力などの予防につながるような教育をしていく必要がある。

これはいつでも言われていることですがけれども、なかなかこういう計画を策定するときには、だんだん細分化されて、結局はどこにも入れないということになりますので、今回

は教育のところにもしっかり入れていただくし、女性に対する暴力とか安全のところにも、あるいは男性の被害者、男性の加害者更生の問題なども含めなければなりません。第3次計画では、男性にとっての男女共同参画という項目が章として出しましたが、今回の第4次計画案の場合には落ちるわけですね。それで、全体に分散されて書いていくということですから、男性被害者の場合と、男性加害者更生の問題、いわゆる男性の問題というのをどこに書き込んでいくかということはかなり自覚的にしておかないと、せっかく第3次計画で男性が大事ですよということを言ったのに、旗を下ろしてしまうような印象を与えてはいけないだろうと思います。今、教育のことで出てまいりましたけれども、この基盤づくりのところでは今、申し上げたようなことをしっかり書き込んでいく必要があるかと思えます。

それからもう一点、「具体的な取組」のところでは、支援を行う団体とか体制の整備のことが出てきておりますが、これについてはいかがですか。教育の問題は、一つ重要ですね。それからあとは制度、これはワンストップサービスといいますか、そういう機構をつくるということと、それから民間団体と公的団体との連携といいますか、そういったことはこれまでかなり言われてきていると思いますが、ここについて何かございますか。第4次計画でこの問題について書く場合、やはり落としてはいけないことがたくさんあると思うのですが、いかがですか。何かありますか。

どうぞ。

○森田委員 ちょっと観点が違うかもしれませんが、暴力というのはすごくありふれていて、ある種の自殺のゲートキーパーを養成する体制が必要であると感じています。暴力が生じていた時に、それに気づき、対応することが非常に遅れがちになっているという感じがするのです。

だから、その援助の人たちで、本当に本格的に援助をしている人たちをサポートするというのも一つですけれども、全体に何が暴力なのかということなどについて、見つけたときにちゃんとそれにどういうふうに対応するか、どういうふうそれを捉えるという自殺のゲートキーパーみたいなもの、「暴力ゲートキーパー」みたいなものを養成することが必要だと思います。そういうものなども底上げ的な教育としては本当はほしいと個人的には思っているのですが、急な話題にぴったりこないかもしれませんが、そういう援助というか、支援する側ももっと幅広い支援の窓口というところが。

○辻村会長 それは、公的支援ということですか。

○森田委員 公的支援というよりは、自殺のゲートキーパーなども自殺したい人はなかなか相談口に来ないのでそこ自体、職場とか、学校とか、そこにいる人たち全員がある種のゲートキーパーになろうという発想でやっていると思うのですけれども、暴力についてもそうした視点が必要なんじゃないかと思っています。

○辻村会長 これは、セクハラなどのところでは出てくると思いますね。大学やら企業でもセクハラ相談窓口などを作るようになりましたから、あらゆる場面でそういったゲート

キーパーというのでしょうか。事前に相談を受けるところも必要ですね。

○森田委員 リファアーする。そういうときに、どうしたらいいよとサポートしてくれて窓口につなげてくれる役割ですね。

○辻村会長 そういったところも、この暴力問題の体制基盤のところにも自覚的に書き込んでいかなとなかなか拾ってこないということになりますね。今は大体そんなところよろしいですか。では、どうぞ。

○阿部委員 この1のところについては「施策の方向性」の「・」の4点目に意見を出させていただいたのですが、非常に広い意味での暴力の問題を取り上げているというふうには理解しておりますが、実はパワーハラスメントあたりは非常に急増しておりまして、この対策がなかなかとれていない。仕組みがセクシュアル・ハラスメントと非常に似ている。それで、セクシュアル・ハラスメントなのか、パワハラなのか、区別がつかず、両方の形で職場の中で大変ないじめとか暴力で自殺に追い込まれるというような側面もあります。

そういった意味では、企業や職場というのは社会の中で大変大きな役割、構成員でありますから、こういったセクハラ、パワハラという、それが企業だというのではなく、やはり社会的な位置としての企業、それからさまざまな職場でもやはり広い意味での暴力をなくす啓発、あるいは人権としての啓発、こういったものに広く取り組んでいただく、御協力いただくということが必要だろうと思います。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございました。これも後でセクハラの項目が出てくるのですが、そこで論じますと非常に狭くなってしまうんですね。ですから、全体として対策といいますか、基盤づくりのところでもしっかり書き込んでいかないけないかと思っております。

それでは、また時間がありましたら後で戻りますので先に進みます。次が、2番の配偶者暴力ですね。DVの関係についてですが、ここはたくさん御意見があると思いますが、いかがでしょうか。もう既に出ていると思いますが、前回1月9日に私が申し上げたのは、やはり今回の第4次計画は第3次計画から5年たっていて、その5年間の変化というものを踏まえてやっていかなければいけない。そうすると、やはり法改正がありましたことは重要で、生活の本拠をともしするカップルが対象になったということは非常に大きいことですので、そのフォローアップが今後必要になってくると思います。

そのこと自体、まだ余り知られていませんね。その周知も教育もそうですし、予防もそうです。そういったことは、非常に大きな問題として書き込んでいかないけないと思っております。

先ほどの資料1のほうには出ておりますね。これは私が発言しましたので拾っていただいておりますけれども、どうぞほかの委員の方々いかがでしょうか。

配られております資料4では、「交際相手からの暴力（デートDV）について、どのような取組が必要か」ということになっておりますけれども、何か具体的な御意見はござい

ますか。

では、加害者更生のプログラムの調査、実施、あるいは多分財政的な支援とか、そういったことを強調していくということに加えて、その法改正点を強調するということですね。DVとストーカーの仕切りをどうするかとか、そういった問題もありますので、そこをどうするかというふうなことも書き込んでいかないといけないと思います。

○森田委員 加害者について、もう少しやはり調査とか研究が必要かと思うのです。結局、DVとかストーカーというのは重複していることも多いわけで、仕切るというよりはそうした加害者の幾つかの様態があるわけですね。そういうものについて、やはりもう少し知識なり評価する側のスキルがないといけないと思います。加害者の言い訳を見抜けず、適切な対応ができないということはよく起きます。

私は加害者への対応を何年もやっていますが、非常に対応が難しいところがありますので、その辺が実際に加害者について何も調査がされていないというか、実態というものがほとんどされていない面があるかと思っています。いろいろ法務省関係のところとか、幾つかのところでは引っかかってきていて、昨日も保護観察中のDVに対する暴力プログラムと一緒につくっていますけれども、そういうのをやっているところはちょっとずつはあるのですが、そういうことについてぜひ調査とか実態を調べてほしいということです。

○辻村会長 これまで加害者プログラムについてはもう10年ぐらい前から出ているのですが、その後、ほとんど進展がないままにきたという御意見がありました。本日御欠席の原委員からも、効果的なプログラムについて大至急研究を行って、その基礎として男性相談の設置、男性相談窓口のようなものも必要だという男性相談の制度化という御意見が出ておりますから、これも加害者更生の一環としてやっていきたいと思っています。

では法務省から御報告をいただく関係で、3番の「性犯罪への対策の推進」というところに移ります。法務省のほうで現在性犯罪の罰則のあり方について検討をいただいております。有識者の懇談会が昨年からはじまっておりまして、これまでの検討状況について御説明をいただきたいと考えております。それから、その検討の終わりの時期については、来年3月ということで1月9日の質疑のときにお答えくださっております。そうしますと、第4次計画の起草を今やっているところで、5月ぐらいからもうパブコメにかけて今年度中に第4次計画をつくらんとすると、最終報告が来年3月に出ても時間的な整合性がとれないということを非常に危惧いたします。

ですから、中間報告あるいは方向性だけでもなるべく早く示していただけますかということ、1月9日に私のほうで繰り返し申し上げましたところ、それを踏まえてきょうは御報告いただけるということでございます。よろしく願いいたします。

○法務省 法務省でございます。今、御質問いただいた点も含めて、これまでの検討の経過と今後のスケジュールについて、簡単に御説明させていただければと思います。

○辻村会長 法務省説明は、資料5です。

○法務省 資料5として「法務省説明資料」を配っております。

昨年、10月31日に第1回の検討会を始め、2回目、3回目につきましてはヒアリングを行い、そのヒアリング結果も踏まえて第4回の検討会で論点の整理を行ったところでございます。その論点の整理を確定させたものが、お配りしている資料の1枚目と2枚目となります。

この論点整理を踏まえまして、お配りしている資料の3枚目になりますが、第4回の検討会におきまして各論点についての実質的な検討に入ったというところでございます。本日までに、昨日を含めて第6回目まで検討会を終了させていただいているところでございます。今後のスケジュールにつきましてはこの3枚目のとおりでございまして、第7回目に残っている法定刑の見直しに関する論点、条文の位置に関する論点を行う予定にしております。

この1巡目の議論を経まして、第8回目以降に2巡目の検討に入る予定としております。この1巡目と申しますのは、1巡目において各委員の方々から意見を開示していただくとともに、今後検討を深化させていくための検討の方向性であるとか、検討のその切り口といったものを御提示いただき、1巡目の議論を経まして2巡目の検討の段階で議論を深化させていくものと位置づけて、今後検討を進めさせていただこうと考えているところでございます。

今後の検討のスケジュールでございしますが、これにつきましては1巡目の議論の状況、それから委員の方々の御意見を踏まえて考えていかざるを得ないというところでございまして、確たることは申し上げられない現状でございしますが、先ほど辻村会長からも御指摘がございましたとおり、27年度末までに検討せよということをおっしゃっております。この検討会における議論は、夏ごろないし秋ごろまでというのが一定のめどになるのではないかと考えておまして、そのころを目指して検討会を終了させる方向で委員の方々の御意見を踏まえて進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上が、今後のスケジュール等についてでございます。もし御質問等がございましたら、お受けさせていただきます。以上です。

○辻村会長 いかがでしょうか。質問はございますか。

では、私のほうからお伺いします。出していただいた論点整理では、「設けるべきか」「すべきか」とか、そういう御質問形で書いてありますので、どちらに転ぶかというのは全く予想ができないわけですね。

今まで6回開催してこられて、例えば去年12月24日に第4回会議の、性犯罪を非親告罪とすることについての議論結果、賛成が多数を占めたとか、委員の何名中何名は賛成で、何名から反対意見があったとか、そのレベルの結果というのはもうホームページに出ているのでしょうか。

この表をいただいても、まさに論点、「すべきか」どうかという質問事項はわかるのですけれども、それがどういうふう議論されてどういう傾向にあるのかということやはり7月までわからないのですか。

○法務省 説明が足りなくて申しわけございませんでした。

現時点で、第4回目までの検討会の検討に供された資料、それから議事録はホームページで公開しております。

○辻村会長 4回目まではですね。そこでは発言も公開しているのですか。

○法務省 逐語で公開しておりますが、先ほど申し上げましたとおり1巡目の議論でございまして、まだ多数意見はこうだったというような形でまとめているわけではございません。

非親告罪の論点に関して言いますと、非親告罪化すべきだという御意見も述べられた一方、非親告罪化した場合に被害者の意向をどう反映させていくのかという問題点等もありますということで、検討の視点が1巡目の議論で示されて、2巡目で非親告罪化した場合のメリット、デメリットをさらに詰めて、さらに御検討いただくという形で方向性が示されております。

そういった形で今、検討しているのがまさに1巡目の議論でございまして、ホームページにアップするのはなかなか時間がかかる作業ではございますが、おおむね検討会が終わってから1カ月後をめどにスピード感を持ってアップするようにしております。アップ前であっても、事務当局同士でいろいろと情報を密にやりとりさせていただければ、情報の齟齬というものはないのではないかと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかの方から、何か御質問ございますか。

そうすると、旧専門調査会で報告書を出しましたときに、例えば韓国の方式のようなものを紹介しています。本人が明示的に言わない場合には告訴を開始するとか、そういう形式が有益ではないかというようなことは報告書にも書きましたし、そういう議論があったわけですね。それは多分見ていらっしゃるから紹介されていると思うのですけれども、そういうのも当然検討の対象になっていて、それも含めて何か方向性のようなものが、夏が最後だとするとかかなりもう少し前に出てくるということですか。

○法務省 夏ないし秋ごろの段階で検討会を終了し、そのころに一定の報告書を取りまとめることができると考えております。

○辻村会長 いかがでしょうか。何か内閣府のほうで質問はありませんか。

報告書が出ても、それを計画に書き込むことが時間的に間に合うか、間に合わないかということもそうですけれども、例えば報告書が出た場合にも、こういう意見もあったというような両論併記では方向性がわかりません。そこはどうでしょうか。

私もはっきり理解していないのですが、この会議は有識者懇談会ですね。法務大臣の諮問機関ですか。

○法務省 法務大臣の私的な諮問機関等ではございません。あくまで法務省の事務当局が立法作業に当たって検討させていただき、参考にさせていただくための検討会でございます。この検討会における議論を踏まえて立法の要否、必要があればその内容について事務当局で作業を進めていくという性質のものでございます。

○辻村会長 そうすると、その検討会自体が夏に終わって、事務当局が作業を進めて、その作業を終えるのが来年の3月ということですか。

○法務省 それ以降のスケジュールについては、ここで何か確たることを申し上げることができない状況でございます。刑法等の基本法の改正ということになりますので、一般的に言えば法制審議会というものを開催することが多いところでございます。

ただ、これは法務大臣の決定事項等でもございますので、ここで何か確たることを申し上げることは難しいということをお理解いただければと思います。

○辻村会長 以前に御質問したのは、第3次計画が来年の3月までで、「検討する」ということが第3次計画に明記してある。そうすると、一応第3次計画のリミットである来年3月までに、検討結果については何らかの形で示されないといけないのではないかと。さらに行政の一貫性を考えると、第4次計画の方向が全く逆だったらやはりおかしいだろうと思いますので、方向性を合わせて、第3次計画を踏まえて第4次計画に発展していくのが望ましいと思うのです。そうすると、法制審議会が開かれて刑法改正に至るまではもっと時間がかかるということは当然理解いたしますけれども、方向性について、検討結果だけは第3次計画のリミットである来年3月ぐらいまでに出るという見込みですか。それもわからないですか。それも言えないですか。

○法務省 なかなか難しい回答ぶりになってしまいますけれども、何をもって検討の方向性というのかというところがございまして、例えば1巡目の議論を終え、2巡目の議論も終えて、その段階で検討会における検討の方向性が示される論点があるかもしれません。

他方で、結論が真っ二つに分かれてしまう論点もあるかもしれません。そういった意味で、前者の結論が多数を占めたというような論点があった場合に、それを一定の検討の方向性と言うのか、ちょっと難しいところがございますが、可能であればそういう報告書を夏ごろないし秋ごろまで、検討会が終わるころ、その後に報告させていただき、発表させていただくということになろうかと考えております。

○辻村会長 なかなか難しいですね。検討会ですから、報告書が出たとしても、それを立法当局が採用するか、しないかというのはまた別の話ですね。でも、尊重はするのですよね。そうすると、第4次計画のほうでは報告書の内容を踏まえて具体的な立法について検討していくとか、何か言葉を考えていくことになりますね。

そちらの結論と合わなくてもしょうがないということになってしまうと時期的にも問題ですけれども。

○法務省 その点につきましては、なるべくそうならないように内閣府の事務当局と情報は密に交換させていただきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにかがですか。構成要件の問題なども出ておりましたし、以前に性的自由が保護法益であれば男性に対する強姦罪というものも当然あり得るということで、そういった法改正のようなものも念頭に置かなければいけないとか、いろいろな議論が出ておりました。

これについては我々の専門調査会の報告書を踏まえて検討してくださっているという理解ですので、その結果は結果として専門調査会のほうでは第4次計画について、別途意見を述べていくということになるのでしょうか。何かその点でいかがでしょうか。ございませんか。

男女共同参画の基本法、あるいは基本計画で掲げていることですので、それに全く反するような結論が出るというのも何かおかしいことだとも思いますので、なるべく整合性をとれるような方針を打ち立てていただければありがたいと思っております。

では、それでよろしいでしょうか。内閣府のほうで何か御希望とか、この機会にというようなことはありますか。それはよろしいですか。

では、ありがとうございます。委員のほうでもこれについての御意見はないということでしたら、ありがとうございます。法務省さんには今後ともよろしく願いたいと思います。

それで、次に移っていくことにしましょう。次は「子どもに対する性的な暴力根絶に向けた対策の推進」ということになりますでしょうか。ここは余り御意見がたくさんなかったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○森田委員 性的虐待を受けた子どもの評価について、虐待の分野ではフォーレンシックインタビュー（司法面接）というインタビューの仕方でも子どもの証言を得たり、そのことを証拠採用されるための手続きを行う手法が提唱されるようになってきています。的確なインタビューを録画しながら一回のみ行うという手法をとることで、子供につらい体験を何度も繰り返し聞いて傷つけてしまうことを避けるということも狙いに含まれています。そういうものがだんだん進んできています。

予防のことも一つもちろん大事ですけれども、実際に起きてしまった場合に的確に見つけだし、評価する体制が必要です。海外ではフォーレンシックインタビュー（司法面接）という名前のおり、面接の結果は、司法的な判断と結びついています。日本の場合は、この面接法で行った場合でも、それが直接司法的な判断にリンクしていません。しかし、今後は日本でも、ワンストップセンターの中で、子どもの性暴力について年齢の垣根を超えて評価する方法やそれに基づくサポートを行う体制を作っていくってほしい。そういう体制を作ろうとしている先駆的な団体も出てきてはいますので、さらに広げていってほしい。この辺のところ子どもと女性ということで違うところもあるのですが、連続性を持ったものとして見えるようにしてほしい。目指す方向を少し示してほしいということがあります。

○辻村会長 ありがとうございます。

第3次計画では第3分野で「男性・子どもにとっての男女共同参画」という項目がありましたから、そこで子どもに対する虐待の問題も、虐待への検討であるとか、対策という

項目があったのですね。しかし、第4次計画でその分野がなくなるとしますと、この子どもへの虐待というふうなことをどこで書き込んでいくかですね。子どもへの虐待はどこで書いていきますか。

○水本暴力対策推進室長 細かいどの分野に何を書くというのは、これからまた起草ワーキングでも御議論になると思います。

○辻村会長 でも、枠組みをつくって提案している側としては、旧第3分野で落ちてくる場所をどこで拾うかということは一応想定して枠組みをつくっているのではないですか。

○水本暴力対策推進室長 起草ワーキングのほうの御議論もあると思いますが、少なくとも今、第3次計画の第9分野の4番の子ども・男性に対する性的暴力の根絶と対策の推進の中で、子どもに対する性的な暴力被害の防止というところは既に盛り込まれていますので、少なくともここら辺に関しては新しい女性に対する暴力分野でも取り上げていくのかなとは思っておりますけれども、細かいことどこまでという割り振りというのは、そもそも分野分け自体、先ほどの資料3が完全に確定しておりませんので、ここまでがこちらですというのはまだ申し上げられない状況かと思えます。

○辻村会長 ほかになければ、ここで書いていくということになりますか。可能性は大きいですね。

○水本暴力対策推進室長 漏れがあるようなことになってはいけないと思いますので、どこかで拾うということであろうとは思っています。

○森田委員 ぜひそうしてほしいというのは、つまり18、19、20あたりで起きている性暴力、性虐待の問題は完全にどこも手を出さなくなってしまうのです。そう言うところとちょっと語弊がありますが、児童相談所のほうは余りその年齢までいってしまうと、もううちでは特に18歳以上のものは扱わないとなってしまうがちです。しかし、むしろそのくらいの年代が一番大変な時期というか、非常に決定的な時期であり、重点を置かれるべき時期だと思うのです。

ですから、そこを踏まえると両側から書いてほしいぐらいで、本当に間に落ちてしまわないようにしてほしいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。これはまた起草WTのほうでしっかり検討をして、まさに落ちてしまわないようにということだと思います。

それでは、次に進ませていただきます。次は「売買春への対策の推進」というところです。これも児童ポルノ買春、児童買春にもかかわりますね。いかがでしょうか。何か御意見はございますか。ここはこれまで余り議論が出ておりませんが、やはりしっかり検討していかないといけないと思います。これまでどうしても婦人保護施設というふうな言葉を使って、何かセックスワーカーに対する保護という局面、上からの保護のような局面で考えてきていたわけですが、実際にはさまざまな支援、セックスワーカーに対する物心両面の支援を考えていかなければいけないのではないかという方向もありますね。

それから、あとは男性の問題ですね。女性についてのみならず、買春の側に対してどう

いう扱いをするのかということも本来書いていかなければいけないことですが、この調査会ではこれまで余り意見が出てこなかったという認識でいます。ここも既に第3次計画では書き込んであることですので、後退することなくやっていかないといけないと思っておりますけれども、何か御意見ございませんか。

○森田委員 ここに書いてある「利用を必要とする女性たちは多いにもかかわらず」云々の、これはどういうデータですか。

○辻村会長 どこですか。

○森田委員 婦人保護施設の活用のところに書いてあるのですけれども、「利用を必要とする女性たちは多いにもかかわらず利用率が下がっていると言われていた」というのは、そういう調査というか、何かデータがあるのでしょうか。

○辻村会長 「利用を必要とする女性たちは多いにもかかわらず利用率が下がっている」、婦人保護施設の利用ですね。利用率が下がっているというのは何かデータがあるかということですか。これは、当然何かに基づいて書かれているのですね。

○水本暴力対策推進室長 これは委員の先生からの御意見で、支援の現場でそういう実態、実感をお持ちだという趣旨だったかと思えます。

○辻村会長 それでは、これまで出ました意見をもとに原案を作成していただければと思いますが、児童買春はどうなりますか。フォローアップでは、秋葉原などで起こっているような「JKお散歩」などにどう対応したらいいかという議論が出ておりましたけれども、それらについては何か御意見ございますか。

○水本暴力対策推進室長 資料4の若年層のSNSの部分等については、恐らくいろいろな分野にかかわる部分でございまして、今、児童買春については第3次計画では4番の「子どもに対する性的な暴力」ということになっておりますけれども、特にそういうネット系の暴力というのは、その結果が、例えばDVになったり、性犯罪になったりする場合もあるし、もちろん買春につながる場合もあるということで、いろいろな部分にかかわってくるものだと思います。

ここは、起草ワーキングのほうの御判断もあるかもしれませんが、必ずしも現在の整理にこだわることなく、ただ、必ずそういったことは盛り込んでいく必要があるのではないかと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、次に進みます。「人身取引対策の推進」のところはいかがでしょうか。人身取引禁止法の制定も視野に入れたような対策が必要ではないかという御意見はもう既に出ております。あるいは、被害者の実態を把握する。これは、外国人の場合などですね。どういう対応するかというふうなことも含めてですけれども、何か御意見はございますか。

それでは、次の「セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」のところはいかがでしょうか。これは広報啓発活動の推進、性差別であることの明確化、あるいはスポーツ現場

についての相談体制の構築、指導者の教育というふうなことが既に出ておりますけれども、更に何かございますか。

では、どうぞ。

○阿部委員 セクシュアル・ハラスメントの防止対策についてはさまざまなDVDも出ていますし、本も出ていますし、規則も出ているし、2巡ぐらいして大分浸透しているのではないかと感じていましたら、相変わらず児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント問題が新聞紙上に出てきたり、いろいろなところで問題になっているという、ある意味で指導的な、特に学校教育の中で児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを教師が行うという事例が本当に多いと思われますので、ここはかなり重点的に結果に対する処罰だけではなく、防止するということにかなり重点を置いていくということが求められるかと思えます。

○辻村会長 ありがとうございます。これは、この専門調査会では何度も出てきておりまして、事が起こってからそれに対する救済の議論だけをするのではなくて、特に教育現場の防止に向けた対策ですね。教育現場、あるいはスポーツ界とか、さまざまあると思いますけれども、そういったことでよろしいでしょうか。

○森田委員 東京都教育庁のあれで体罰の教師のプログラムを去年やっていたのですけれども、非常に先生同士が孤立していて体罰は絶対にしないと誓うのですが、難しい場面があったときに、「暴力は絶対にだめだ」「暴力撲滅」という原則論から始まってしまうと、結局、教師が気持ちを制御できず暴力的になりそうな時にも、そうした困っている状況を周りの人に相談できないという状況があります。

セクシュアル・ハラスメントについてもそうですが、もちろん許容することができませんが、そうした気持ちや考えを制御できない男性側の教師の相談みたいなことも少しやっていく必要があると思う。もちろんやっちゃいけないという話自体は繰り返し言われていて、それは当人もある意味よくわかっていると思うのですが、危なくなったときの話が全然相談できないと減らすことは難しいのではないかと思います。

体罰をしてしまう教師を見ていると、大体コーチとか普通に全体の体罰が多いのですけれども、事前にアンケートなどをとって、やらない自信を聞くと、多くの方が100%自信があると書いてくるのですね。それはそういうふうには書かなければいけないから書いているのだと思いますが、そうした原則論を超えて自分の気持ちがどう動くのかを考え直すようにしていかないとまた結局起きるのではないかと感じております。

○辻村会長 ありがとうございます。これはDV加害者プログラムと同じような形で、体罰教師、セクハラ教師などのカウンセリングなども含めた予防措置が必要とか、そういったことでしょうか。

○森田委員 語弊があるかもしれませんが、何か話し合う場がないと、起きたことだけ刈り取っていると、書いて潜っているだけでまた起きると同じ現象が繰り返しになっているのではないかと思います。

だから、そういうことを容認するような意味ではもちろんありませんけれども、だめ絶対キャンペーン的なものだけだとやはり限界があると思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。「メディアにおける性・暴力表現への対応」というところで、これはメディアというところでまとめて議論をすることも監視専門調査会などでは行われてきましたけれども、今度の第4次ではメディアの扱いについてはまだ結論が出ていないですね。現案ではメディアという分野をつくるわけではないですね。

第3次計画から落ちた分野というか、子どもや男性もそうですし、メディアというところもそうですし、不足してきたところをどこかで拾わなければいけないわけですが、どこで拾うというふうにお考えですか。

○伊藤調査課長 今まさに起草ワーキングのほうで、この構成については御議論いただいている真っ最中でございます。

メディアについて項目を立てるかどうかというのは、この資料3にも書いてあるとおり引き続き検討ということで、まだ全ての分野について議論が終わっているわけではございません。最終的にそれぞれの分野の議論を経た上で、また全体を通しての会というものを予定しております。まさにそういうところで、これまであったのになくなってしまっていないかとか、そういったところは検証していただくことになるかと思えます。

このメディアについては、例えば意識啓発でありますとか、あるいはそもそもメディアの女性の参画、拡大、もちろん、性暴力表現といったところがあり、当然それぞれのところに必ず記載していかなければならない事項にはなります。

ただ、項目としてメディアというのがなくなるということについては今、案として議論をしているところでございますが、これはこれからの起草ワーキングの中での御議論次第ということになろうかと思えます。

○辻村会長 これからのということですので、その検討の基礎になるような御意見がこの専門調査会からあれば出しておかなければいけないということだと思います。

そうすると、現状では児童ポルノの話などというのはこの調査会の審議マターだという扱いですか。

○伊藤調査課長 これもまた御議論いただければと思いますが、一応基本的にはこちらの方でと考えておりますが、それはまた今後の御議論でいろいろと出てくるかと思えます。

○辻村会長 そうすると、法改正になりましてポルノ単純所持まで禁止ということになっておりまして、ことしの7月から施行されるということです。あとはバーチャルなポルノについてどうするかとか、さまざまな課題は残っておりますけれども、これについて女性に対する暴力の根絶というタイトルをつけてしまうとなかなか難しいですね。もちろん児童ポルノの場合には男の子が当然入りますから、男性が加害者で、女性が被害者という頭で考えていくと非常に狭くなってしまいます。

でも、ここは女性の安心・安全というところに入れてしまうので、どうしても女性の話

です。ここに児童ポルノの話まで入れるとどういうふうに関係づけるのか難しいですね。タイトルをつけながらも、やはりこういう問題も全部包摂しているということがわかるような書きぶりをしていかないと、第3次計画と大体比較されることになると思いますので、メディアとか、国民の意識とか、広い視点からまとめておくというのも一つの考え方だと思いますね。

何か御意見ありますか。ここで出しておいていただければ、議事録とかその他に残っていきます。

○小木曾委員 人に対する尊敬とか、思いやりとか、相手を人として見るという、そういう物の考え方がやはり基礎にあって、それでその対象が誰であるかということだろうと思うので、対象が女性であるか男性であるかということの前に、そういう考え方が子どもの心に育まれていかなければいけないというような、そんなようなニュアンスがどこかに入るといいかなという気がします。

○辻村会長 そうですね。そうすると、今日も最初に出てきたような人権教育というか、人間の尊厳教育とか、そういう問題が基礎にあるということテーマで細分化する前にしっかりと書き込んでいく。これは基本的考え方であったり、社会全体の問題であったりということですから、15分野を体系化し直すメリットとしてはそういった社会全体、意識全体あるいは教育レベルの問題、人権教育の問題とか、そういったことを第4次でしっかり構造論的に書き込んでいくということができれば、各論ではなくて総論のところ充実されているということであれば、それはそれでいいと思います。いかがですか。

○森田委員 セクシャルマイノリティーのことでちょっと仕事をしていることがあります、いわゆるトランスジェンダーの人もいるし、ホモセクシャルの人もいますけれども、自分たちは無視されているというか、インビジブルだ。自分たちはどこにも入らないというような感じを受けてしまう場合も多いので、今ちょうどメディアのことだけではないのですが、そうしたジェンダーということについての幅広い見方というところなどでは少しそういう視点も入れてほしいと思いました。

○辻村会長 そうですね。性教育、リプロダクティブライツの関連は、生涯を通じた女性の健康支援というところに含まれるということですが、性的指向ですね。今、言われたトランスジェンダーとか、同性カップルとか、そういった論点がなかなか出てきませんが、いわゆる性的マイノリティーの問題をどこで扱うかということについても我々は議論してきたわけですので、何らかの形で反映されないといけないと思います。

第3次計画のときは、まさに人身売買の対象であったような外国人とか、非常に困難な環境にある女性という形である程度くくって入れたと思うのですが、今回も性的マイノリティーの問題をどこかに入れていかないといけない。これも、やはり少数者の人権的な発想で考えれば総論的なところに入れておくということはあるかもしれませんね。

あとは、以前から問題になっていたのは、警察庁の方などに被害状況をお聞きするとき、性的マイノリティーや外国人の被害者などについて何うと、大抵データがない。そう

いうふうな区別はしておりませんということです。プライバシーとの関係もありますし、なかなか難しい問題があると思いますけれども、だからと言って取り上げること自体をしないということは問題だろうと思いますから、どこかにしっかり入れていってくださいということで、今度開かれますワーキングチームのほうの議論に反映させていって、第4次計画の中にも取り入れていくということになりますでしょうか。

今はメディアのところまでできましたが「その他」というところで加害者更生の問題、被害者支援方策の問題、それから被害者支援対策で民間団体が実施しているさまざまなプログラム、加害者更生を含むということの普及とか、そういったことが出てきております。これは、先ほどDVならばDVのところでお話をしたということです。何かこれまでの議論で出てきていない問題がありますでしょうか。この調査会としては、以上議論したようなことでいいですか。追加的な意見は別にございませんか。

○阿部委員 ハーグ条約の問題については、DVの視点からある意味でこの専門調査会の中に取り入れていただきたい。ハーグ条約全体をどうのこうのということではないんですけども、ともすれば子どもの問題、それから女性の問題、DVの問題がかかわってきているという視点で、取り上げ方は工夫が必要だと思うのですが、ぜひお願いしたいと思っています。

○辻村会長 わかりました。

○森田委員 繰り返しになりますけれども、面会交流のことは本当に何とかしてほしいです。今は共同親権という視点が強調されることでDV事例でも、「父親と子供が交流するのが当然だ」という主張が強くなっています。子どもが嫌がっても、泣き叫んでも、父に会わせてしまう場合が多くみられます。そういうケースでは、子供は父との面会后にすごく精神的な調子が悪くなってしまうのですね。

だから、それも本当にどうかしてほしいです。面会交流が継続することにより母子ともにそれで何年も調子が悪いままになってしまうことがあります。子どもの調子が悪いとお母さんも調子が悪くなってしまうので、面会交流で結局子どもに合わせるべきかどうかということを決めるプロセス自体が、子供の回復にとってとにかく悪い影響を与えてしまう場合が多い。そういうことについてちゃんと判断がされる仕組みがないのが問題であると思います。包括的な評価の仕組みがないままに、全く裁判官とか調停員の考え方ひとつで全部話が決まってしまう場合もあります。子どもの調子はあまり考慮せずに会わせてしまう場合もあります。合わせるのが前提になり過ぎていると感じます。

こうした問題は本当に深刻で、母子ともにそうした影響を受けるために何年も精神健康の調子が悪くて、それでその子たちが今度は加害者になってしまう場合もあるわけですから、その実態を把握してほしい。さっきハーグ条約の話とくっつけてしまったのであれですけども、繰り返しになって済みませんが、ぜひ取り上げてほしいです。

○辻村会長 ありがとうございます。大体、以上でしょうか。

きょうは私を含めて5名しか出席しておりませんから、御欠席の方にも意見聴取をしていただいたほうがよろしいかと思えます。追加的なものがないかどうかということを確認した上で漏れることのないように我々の専門調査会からの意見としてまとめたものを今度は起草ワーキングチームに報告していくということですね。

○阿部委員 この議論がなされているということで、地元の弁護士会の両性の平等に関する委員会に参加している弁護士さんたちからどういうふうになっているのかとか、資料はという問い合わせがあって、資料をお見せしていいのか。当然、委員限りはお見せすることはできませんけれども、どこまでどういう議論が進んでいて取りまとめが行われているのかということと、それから弁護士さんたちにも随分いろいろな意見がおりのようなのですが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○辻村会長 これは、ちょっと私も危惧しておりました。なるべく早くホームページをアップしていただいて、資料も細かくアップしていただいて議事録なども早く出していただくということですね。ですから、ワーキングチームでつくった後のパブコメで初めて知るというのではやはり遅いとお感じになっている専門家の方が随分いらっしゃるということも私も認識しております。

第4次計画についてはホームページに出ている資料や傍聴にいらして入手された資料をもとにそれぞれのグループや団体で御議論をされて、それをもとに意見書等を出していただくということはむしろ歓迎ということだろうと思えますので、なるべく早く公表できるような体制をとっていただいて、意見をなるべく早目、早目にお寄せいただいたほうがいいですね。

そういう手続的なこと、資料の公開のあり方についても含めて日程等について事務局から御連絡をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊藤調査課長 その点について補足させていただきますと、計画策定専門調査会、それからもちろんこの暴力専門調査会もそうですが、専門調査会の会議自体は基本的に全て公表されて、資料も、委員限りというのは除きますけれども、公表します。ホームページに載るタイミングが遅いという点については、なるべく善処して、速やかに載せられるように努力をしたいと思えます。

○辻村会長 議事録に時間がかかるというのはわかるのですが、その当日配布資料は本来、当日でもアップできるわけですね。そうすると皆、早くなりますね。

○伊藤調査課長 おっしゃるとおりです。それは努力したいと思えます。

それから、起草ワーキングにつきましては、計画策定専門調査会の鹿嶋会長がこれを開催しておりますけれども、その運営方法につきましては、基本的にはまだもんでいる段階ということもございますので、個別の本文等に関しての資料の公開はしておりません。

ただ、スケジュールや分野構成等の総論的な資料だけは公表させていただきますので、

そのところについて公開できる範囲では速やかにホームページに公表させていただいて、それをもとに皆さんでまた御議論いただく場があるならばそれを使っていただければと思っております。

○水本暴力対策推進室長 それでは、暴力対策推進室のほうからお話をさせていただきます。

まず、本日の検討専門調査会の資料につきましては、委員限りとなっているもの等を除きまして速やかにホームページに上げさせていただきたいと思っております。その上で、先ほどお話をさせていただきましたとおり、本日の御議論を踏まえまして起草ワーキングのほうに、恐らく来月ぐらいになろうかと思えますけれども、お出しするための本専門調査会としての意見と申しましょるか、報告と申しましょるか、そういったようなものにつきましては事務局のほうで速やかに取りまとめました上で辻村会長に御確認いただき、委員の先生方にも、当然、今日御欠席の方も含めて御確認をいただいた上で、起草ワーキングのほうにお話をさせていただくということになろうかと思っております。

合わせて、本日の議事要旨につきましては会長の御確認後、速やかに公表させていただきます。議事録につきましては事務局作成案を委員の皆様に見ていただいて、会長の御確認後公表させていただくということになっておりますので、よろしくお願いたします。

次回以降でございますけれども、恐らく年度をまたぐような形になろうかと思えますので、今、確たることを申し上げられないのですけれども、また御相談させていただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○辻村会長 わかりました。起草ワーキングの日程というのは公表していないということですね。

○伊藤調査課長 現時点で起草ワーキングの日程は事前に公表という形にはなっていないので、各回が終わり次第、速やかにその日程も含めてホームページには載せようと思えます。起草ワーキングの開催日は、その開催後、速やかに載せるという形で今、考えております。

○辻村会長 わかりました。3月には議論されることになると思えますので、早く意見を取りまとめたいということですね。

○水本暴力対策推進室長 いずれにしても、皆様の御意見の報告が取りまとまってからということになろうかと思えます。

○辻村会長 わかりました。

それでは、本日予定しました内容は以上でございますが、何か追加がありますでしょうか。それでは、これで終わりたいと思えます。御苦勞様でございました。また今後ともよろしくお願いたします。